施設従事者による虐待処理フロー

虐待の発見者・虐待を受けた障がい者

相談・通報・届出

開庁時 / 土曜日 / 祝日 / 日曜日 / 夜間

虐待の相談・通報・届出の受付

〇障がい者虐待防止センター
〇各地域支援係
〇各健康福祉センター
〇障がいサービス課
・一時的な緊急性の判断
・各所管にて受付票を記入
障がいサービス課へ転送

虐待の通報・届出の受付

〇障がい者虐待防止センター
・一時的な緊急性の判断
【緊急性あり】
・至急、緊急連絡先に電話する
【緊急性なし】
・受付票を記入
障がいサービス課へ転送

≪緊急連絡先≫
障がいサービス課
〇課長
〇支援調整係長

虐待の通報・届出の受付

〇障がい者虐待防止センター
・虐待防止センターにおいて
FAX 対応、留守録対応
・翌開所日に案件の有無の確認をする
・受付票を記入
障がいサービス課へ転送

板橋区

明らかに障がい者虐待ではない場合
・児童虐待、高齢虐待等にあたる場合は、関係機関に繋ぐ
・施設等の不適切な対応等については、苦情処理窓口や認定給付係、施設係等関係機関に繋ぐ
・必要に応じて関係機関と情報共有

初動会議（援助対応の決定）
・障がいサービス課がメンバーを招集　（養護者による虐待処理フロー参照）
・緊急性の有無を判断する・今後の対応方針、役割分担を決定
・支給決定を行った市区町村が異なる場合は、支給決定を行った市区町村に繋ぎ、連携・協力

事実確認・訪問調査（安否確認）
・虐待を受けたと思われる障がい者が複数人の場合は、他市区町村と合同調査
・障がい者の状況や事実関係の確認・報告書の作成
※必要に応じて都道府県（東京都権利擁護担当）に相談・報告・連携

施設従事者等虐待が疑われる場合

ケース会議の開催（支援方針の決定）
・障がいサービス課が必要に応じてメンバーを招集（養護者による虐待処理フロー参照）
・記録をもとに虐待の事実の確認
・虐待の有無を判断する

施設従事者等虐待が認められた場合

障害者総合支援法等の規定に基づく権限の行使
・虐待を受けた障がい者の保護のための措置、施設からの報告徴収　・立入検査等

都道府県に虐待の状況等の報告

都道府県

障害者の安全の確認その他事実の確認（市町村と連携）

障害者総合支援法、社会福祉法の規定による権限の適切な行使